

竹原市民生産業委員会

令和3年2月19日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第14号 竹原市精神障害者医療費支給条例案
- 2 議案第15号 竹原市森林環境譲与税基金条例案
- 3 議案第16号 竹原市児童福祉年金条例を廃止する条例案
- 4 議案第18号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例案
- 5 議案第20号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第21号 竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第22号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第24号 竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第25号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第26号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 11 議案第27号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第30号 令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第32号 令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第33号 令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第34号 令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 陳受第3-1号 新型コロナウイルス感染症により被害をうけた飲食事業者等に対する支援のお願い
- 17 陳受第3-2号 新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している理美容業界への支援に関する要望

(その他)

1 閉会中の継続審査の申出について

(令和3年2月19日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
宮 原 忠 行	出 席
堀 越 賢 二	出 席
山 元 経 穂	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
今 田 佳 男
松 本 進
道 法 知 江
井 上 美 津 子

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	影 田 康 隆
税 務 課 長	井 上 光 由
市 民 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	沖 本 太
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時51分 開会

委員長（竹橋和彦君） 定刻前ですけれども、皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に、委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さんおはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第1回の定例会のほうへ提案をさせていただいております議案のうち、議案第14号外14議案につきまして本日御説明をさせていただきます。慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行い、付託議案の採決の後に、付託を受けております陳情について審議をしてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第20号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案第20号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書37ページと議案参考資料29ページになります。

改正の趣旨といたしましては、地方税法等の一部が改正され、国民健康保険制度の運営が県単位化されたことに伴い、県内の医療費等から推計された標準保険料率を参考に各種税率及び税額を定めるものであります。

改正の内容につきましては、市民生活部の議案等補足説明資料で説明いたしますので、1-1ページの令和3年度国民健康保険税の見直しについてのほうを御覧ください。

それでは、1の竹原市国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和方針について、(1)対応方針といたしまして、広島県が示す標準保険料率を適用した上で、医療保険分の均等割額に財政調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行います。

(2)方針の目的といたしまして、低所得者層への影響を考慮し、医療分の均等割額を県が示す標準保険料率よりも低い水準から段階的に増額し、準統一保険料に近づけます。

(3)方針の内容につきましては、県が示す準統一保険料に令和3年度から3年かけて到達するよう、令和3年度の均等割額を設定します。その設定額等につきましては、後ほど2のほうで説明いたします。

次に、(4)のその他につきましては、県は令和3年度の特例として、新型コロナウイルス感染拡大に対する対応等のため、保険料の引下げ財源として10億円を充当します。この充当によって令和3年度の税率は引き下げられますが、次の令和4年度において、この10億円の充当が行われない可能性があり、その場合は標準保険料率の増額が見込まれます。

2の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率比較の表を御覧ください。

先ほどの激変緩和方針において県が示す準統一保険料に令和3年度から3年をかけたて到達するように均等割額を設定することとして、令和3年度の医療分の均等割額を2万6,500円といたします。

①が令和2年度現行の保険税率、②が令和3年度標準保険料率で県が示したもの、③が

令和3年度の保険税率案になります。①の現行と③の案を比較しますと、所得割では①の所得割の合計が11.74%、③の合計が11.10%で、0.64%の減となります。

1人当たりの均等割額では、①の合計が4万8,900円から③の合計が4万6,000円となり、2,900円の減額となります。1世帯当たりの平等割額では、①の合計が3万2,200円から③の合計が3万200円となり、2,000円の減額となります。

①、②、③の2段目の均等割額の行、医療分の列を御覧ください。

①令和2年度現行は、本市独自の激変緩和措置といたしまして、医療分の均等割額を引き下げて2万8,400円としておりますが、県がこのたび示しました②では2万7,700円に引き下げられています。③の本市独自の激変緩和措置として基金から803万円を繰り入れて、さらに2万6,500円へ引き下げます。対前年度比で1,900円の減額になります。

次に、3の令和2年度現行と令和3年度案、激変緩和措置適用後の税額調定額の比較の表を御覧ください。

1月6日時点の本市の国保加入世帯数、被保険者数を令和2年度と令和3年度案、それぞれの税率を当てはめて試算した調定額を比較しております。調定額が①現行の4億8,847万7,000円から②令和3年度激変緩和措置適用後の4億6,436万5,400円となり、差引き2,408万1,600円、1人当たり4,016円、増減率で4.93%の減額となります。

次に、4の1人当たりの調定額の比較の表を御覧ください。

平成29年度から令和3年度案までの調定額の推移になります。令和2年度までは当初賦課時点における世帯数、被保険者数を用いて各年度の税率で計算した額、令和3年度は本年1月6日時点の本市の国保加入世帯数、被保険者数を当てはめた数値を比較しております。1人当たりの調定額は、①平成29年度が8万7,683円、新制度へ移行した②平成30年度が7万9,096円、③令和2年度が8万3,579円、④令和3年度案が7万7,446円になります。県単位化への制度改正により、平成30年度の1人当たりの調定額は新制度へ移行する前の平成29年度より8,587円減少しておりますが、それ以降の令和2年度までは1人当たりの調定額は増加しております。令和3年度案の1人当たりの調定額は、新制度へ移行いたしました平成30年度よりさらに1,650円減額になっております。これは先ほど説明いたしました、新型コロナウイルス感染拡大に対応する等のため、保険料の引下げ財源として10億円を充当することによるものと考えて

おります。

次に、5、激変緩和期間中の基金の見込みの表を御覧ください。

①の令和3年度当初の基金残高見込額につきましては、4億404万5,843円になります。②の収入不足見込額につきましては、県単位化後は、県の決定した納付金額を保険税の主な財源として県に支払っておりますが、その額が3年間で3,000万円の不足を見込んでおります。③の特別調整交付金精算分につきましては、令和元年度の特別調整交付金の精算分として令和3年度に広島県へ納付するもので、内容は結核・精神精算金になります。④の令和3年度の保険税の激変緩和の財源として、基金繰入金803万円、⑤は令和4年度、令和5年度の激変緩和の財源として基金繰入金900万円を見込んでおります。⑥は乳児医療等の福祉医療において本市独自の医療助成制度を行うことで県交付金が減額される額に対する補填である、地方単独事業の減額調整分及び収入の激減等による国民健康保険税の減免分の補填として、3年間で4,500万円を見込んでおります。⑦は①の令和3年度当初基金残高から、②から⑥の各項目を財政調整基金から取り崩して差し引いた額3億122万4,926円が令和5年度末の基金の残高になります。

令和6年度以降の基金保有額につきましては、県が示す標準保険料率見込額のおおむね3か月分、約1億5,000万円程度保有するのが適切と考えております。

また、平成30年度に県単位化になった後も、保険事業等の経費として広島県から毎年交付されておりましたインセンティブ分が令和5年度で廃止されます。インセンティブ分とは、特定健診受診率や税の収納率等が交付基準以上を上回ったときに交付されるもので、本市におきましては毎年大体2,000万円程度交付されておりますが、令和6年度以降において安定的に保険事業等を行うための費用として約1億5,000万円程度の基金を残すこととしております。

以上のように令和3年度の本市の保険税率として広島県が示す標準保険料率を適用した上で財政調整基金を繰り入れ、医療分の均等割額を2万6,500円とする税率の改正案を上程するものです。

条例改正案についての説明は以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えてほしいのだがね。参考資料の29ページからなのだけど、特定世帯と特定継続世帯について、調べればいいのだが、ちょっと教えて。特定世帯と特定継続世帯があるでしょう。ちょっとその意味を教えてほしいのよ。分かりますか。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） すみません、ちょっと調べて、後ほど回答させてください。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私も調べればいいのだが、だけどパソコンの画面を見るのがつらくて。それで、また聞きに行ってもいいから。だが、それぐらいはやっぱり議案の資料として説明資料で参考資料で出しているのだから、やっぱり知っておかないといけないね。緊張感を持って今度は提出した資料については答弁できるようにしておいてください。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 後ほどでよろしいですか。

委員（宮原忠行君） いや、もういいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、市民課から御説明申し上げます。

それでは、議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案参考資料で御説明いたします。議案参考資料の41ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、乳幼児等医療費助成事業における助成対象は、乳幼児等に係る保険給付の対象となった医療費であり、保険給付と一体の制度であることから、国民健康保険法第116条に規定する被保険者について必要な規定の整備を行い、保険給付との整合を図るものであります。

次に、主な改正の内容でございます。

受給資格者について、健康保険法第116条に規定する修学により竹原市を転出する国

民健康保険被保険者を含めることとし、国民健康保険法第116条に規定する修学により竹原市に住所を有することとなった者は対象としないこととするものであります。

内容につきましては、いわゆるマル学という内容のものでして、竹原市に住んでいらっしゃる方が他の市町へ行かれた場合、本来住民票を移して先方の住民になるのですが、その方はこれまでどおり修学のために転出した場合は、これまでどおり竹原市の被保険者ということになります。また、その逆で、他の町から竹原市に転入されて修学をされた方、これについては逆の意味で対象にはならないという内容となっております。

乳幼児等医療費助成につきましては、保険給付等の一体の制度であるということから、必要な規定の整備を行うものでございます。

施行期日、令和3年4月1日でございます。

竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例につきましてはの説明は以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第30号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第30号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料2-1ページを御覧くださいませ。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

なお、平成30年度からの国保の県単位化に伴い、国民健康保険特別会計は県が保険給付に必要な費用を交付金として全額市町に対して支払い、市町が被保険者から徴収した保険料と市町に交付された公費を合わせて納付金として県に納める仕組みに変わっております。

それではまず、歳入について御説明いたします。

歳入、上から順番に説明させていただきます。

県支出金におきまして、普通交付金4,619万9,000円、特別交付金53万2,000円をそれぞれ追加するものであります。普通交付金につきましては、療養給付費負担金と同額でございます。特別交付金につきましては、徴収アドバイザーをお願いしておりますが、その報酬への繰入金として同額を繰り出すものであります。

繰入金におきまして、一般会計から1,339万4,000円を追加するものでございます。これは保険税軽減に対する国費であるとか、県費を交えたものを繰り入れるというものでございます。

基金繰入金でございます。国民健康保険財政調整基金繰入金、これを139万9,000円を追加するものであります。ここは財源の調整でありまして、ここで収支の均衡を図っております。

繰越金におきまして、前年度繰越金8万2,000円を追加するものであります。これは令和元年度決算により生じたものでございます。

それでは次です。2-2ページをお開きください。

続きまして、歳出について御説明いたします。

保険給付費において負担金補助及び交付金、療養給付費負担金4,619万9,000円を追加するものであります。

積立金におきましては、積立金、財政調整基金積立金を1,339万4,000円を追加いたします。これも歳入歳出の調整でございます。

諸支出金において、償還金利子及び割引料、過年度返還金148万1,000円を追加するものであります。

繰入金におきましては、繰入金、一般会計繰入金53万2,000円を追加するものであります。先ほども申しましたが、徴収アドバイザーへの報酬ということで一般会計へ繰り出すというものでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして、2-3ページから2-6ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

2-5ページをお開きください。

(1) 一般被保険者療養給付費につきましては、過去の実績を基に年間平均被保険者数を5,650人と見込んで推計いたしましたが、実績の見込みは5,710人と当初の見

込みを上回るため、4,619万9,000円を追加するものであります。

(2) 財政調整基金積立金につきましては、歳入歳出調整のため1,339万4,000円を追加するものであります。

それでは、2-5ページ、2-6ページで御説明いたします。

(3) 過年度返還金につきましては、令和元年度広島県国民健康保険保険給付費等交付金普通交付金のうち、特定健康診査に係る費用分でございます。過去3年間の実績を基に概算交付されておりましたが、被保険者数の減少により受診者数が1,945人と見込んでいたところ、実績が1,753人となり、見込みを下回ったため返還金が生じたことから、148万1,000円を追加するものであります。

(4) です。一般会計繰出金につきましては、徴収アドバイザーの報酬等を一般会計に計上しているところ、国民健康保険税に係る部分が県繰入金として特別会計に交付されることから一般会計に繰り出すため、53万2,000円を追加するものでございます。

それでは、2-3ページを御覧ください。戻りまして、2-3ページになります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

(1) 普通交付金につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました一般被保険者療養給付費の補正について、保険給付費に必要な費用の全額が県から交付されるものでありますが、過去の実績を基に推計した保険給付費の必要額が当初の見込みを上回るため、4,619万9,000円を追加するものであります。

(2) 県繰入金でございますが、医療費の適正化や保険税収納率の向上に必要な費用等が県から交付されるものであります。収納率向上特別対策事業として行う徴収アドバイザーに係る経費が対象になることから、53万2,000円を追加するものであります。

それでは、2-3ページ、2-4ページで御説明いたします。

(3) 保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額が公費から補填されるものでありますが、医療・後期高齢者支援分の保険税軽減対象者数を当初3,658人と見込んでおりましたが、実績の見込みが3,753人となることから、888万円を追加するものであります。

(4) 保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、平均保険税算定額の一定割合が公費から補填されるものでありますが、医療・後期高齢者支援分の保険税軽減対象者数を先ほどの保険税軽減分と同様、当初3,658人と見込んでおりましたが、実績の見込みが3,753人となることか

ら、659万7,000円を追加するものであります。

(5) 財政安定化支援事業繰入金につきましては、保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するため、地方交付税措置対象額が一般会計から補填されるものでありますが、対象額が当初の見込みを下回ったため、208万3,000円を減額するものであります。

(6) の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、後ほど御説明いたします。
2-5ページを御覧ください。

(7) 前年度繰越金につきましては、令和元年度国民健康保険特別会計について、決算により繰越金が生じたことから、8万2,000円を追加するものであります。

それでは、先ほどの2-4ページにお戻りくださいませ。

(6) 国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため139万9,000円を追加するものであります。また、これにより、ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図っております。

令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員(宮原忠行君) このコロナの関係で、私も行っているのだけど、物すごい減っているのよ。特に三原へ行っている者は極端に減っている。だから、一般的に言えば、医療、医師というか、非常に経営が厳しいと言われている。だから、その中で療養給付費が予算を上回るのよ、どういうことなのだろうかという気がしている。

ということは、一つに考えられるのは、もともと当初予算の見込みを間違えたのか。もう一つは本当に増えたのかということよ。それで、考えてみると、例えばインフルエンザよ。インフルエンザはほとんど出てない。そういう中でやっぱりここはこういうふうにかえたらいいのか、私は、はっきり言うけど、例えば財政主導でそういう予算になっていたのではないかということよ。そこをちょっと聞きたい。

委員長(竹橋和彦君) 市民課長。

市民課長(塚原一俊君) 当初予算につきましては、冒頭で御説明させていただきました

けれども、現在広島県のほうでいろんな数値を出されて、県内全体の中で竹原市はこれだけよということが示されて、それを予算要求をさせていただいているという状況であります。ただ、おっしゃるようにそういう現実があるのも十分把握しておりますので、さらに精査を進めなければならないと考えております。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと私はまだ全部見てなくて、断定的には言えないのだけど、恐らく来年度の予算も減っているのではないかと思う。かつて後期高齢者医療のときに、とんでもない数字が回ってきたのよ、当初予算で。それで、減額したけどね。しかし、竹原みたいなところだったら、非常にこたえるよね。規模の小さい市や町にとっては。だから、今聞いてなるほどなと思ったのだけど、県がそういう数字を出す場合に、例えばそれを前段として、各市町の担当者等を集めて説明会とかいろいろあるだろうと思う。やっぱりそこら辺のもう少し各市町の実態を含めたような、もちろん見込みだから、ちゃんとというわけにはいかないということは分かる。しかし、もしもコロナがなくて通常の医療、またインフルエンザも出ていたら、とてつもない数字が出ているよね。だから、そこら辺は広域化も何も言えんのだけれども、それが責任の希薄さにつながらないように、またどっちにしても竹原市は竹原市として、議員に対しても市民に対しても説明責任を負うわけだから、そこら辺のところは県からの指示でやりましたということではなくて、やっぱり竹原市の実態に即したような数字が出てくるような形での努力も求めておきたいと思いますが、この点についてどう思われますか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） まず、広島県の会議が年に、担当課長会議もありますし、担当の部会というのがございまして、それぞれでいろんな状況を提案しながらいっております。今おっしゃられるように、そういった場を活用しながら、竹原市の現状を訴えながら、なるべく近い数字を出せるよう、これからも会議の中で発言していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

委員（宮原忠行君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第33号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案第33号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料2-7ページをお開きください。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

後期高齢者医療保険料において普通徴収保険料滞納繰越金93万6,000円を追加するものであります。

繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金保険料軽減分224万6,000円を軽減するものであります。

繰越金におきまして、前年度繰越金158万2,000円を追加するものであります。これは令和元年度決算により生じたものでございます。

諸収入におきまして、保険料延滞金3万9,000円を追加するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

広域連合納付金において負担金補助及び交付金、保険料等負担金31万1,000円を追加するものであります。

それでは、それぞれ内容につきまして、2-8ページから2-9ページによりまして御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

2-8ページをお開きください。

（1）普通徴収保険料（滞納繰越分）については、滞納繰越分収納額が当初の見込みを上回るため、93万6,000円を追加するものであります。

（2）保険基盤安定繰入金保険料軽減分でございます。低所得者に対する保険料軽減相当額が公費から補填されるものでありますが、広島県後期高齢者医療広域連合において各市町に対する負担金を再計算したところ減額になったことから、224万6,000円を減額するものであります。

（3）前年度繰越金につきましては、令和元年度後期高齢者医療特別会計について決算

により繰越金が生じたことから、158万2,000円を追加するものであります。

2-8ページ、2-9ページで御説明いたします。

(4) 保険料延滞金につきましては、保険料延滞金収納額が当初の見込みを上回るため、3万9,000円を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

(1) 広域連合分賦金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において保険料負担金等について再計算した結果、31万1,000円を追加し、納付することとなったものであります。財源につきましては、歳入で御説明いたしました内容であり、歳入総額と同額を計上することにより、特別会計予算の補正に当たりまして歳入歳出の均衡を図っております。

令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長(竹橋和彦君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(竹橋和彦君) ないようでしたら、先ほどの宮原委員の答弁漏れを。

税務課長。

税務課長(井上光由君) すみません。先ほどの特定世帯と特定継続世帯ですけど、国民健康保険の世帯、複数、例えば2人おられたと。その世帯で後期高齢者、75歳に1人の方がなられたときに、後期高齢者の医療制度と国保のほうにダブって入られるということになりますので、5年間は特定世帯という形で世帯割のほうを減額をすると。なおかつまだ継続して2つの制度に加入されるということになったときに、3年間継続して減額するというのが特定継続世帯という形になります。

要は、その2つの制度に入ることによりまして、世帯割が重複してお願いするという形になりますので、そういったところを減額することによって、それをダブることをなくするという制度になります。

以上です。

委員長(竹橋和彦君) 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 間違いないのか、そうなのか。もう一遍、だからちょっと調べて分かる話でないから、2つあるはずなのよ。75歳以上になるというのと、それと65歳からだったか、特定の疾病にかかって認定を受けた場合はあるのよ。私は分かって言っているのよ。だから、いいよと言ったでしょう。時間取ってもしかたがないから、だからいいかげんな答弁したら私も承知できない。だから、今日はいいと言った。

委員長（竹橋和彦君） ほかにないですね。

市民生活部は退席いただいて結構です。

議案第14号竹原市精神障害者医療費支給条例案を議題にします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案参考資料15ページをお開きください。

それでは、議案第14号竹原市精神障害者医療費支給条例案について御説明申し上げます。

提案の要旨でございますが、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、精神障害者に対し、医療費の一部を支給するものでございます。

補足しますと、広島県が令和3年度から精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉医療公費負担事業に新たに精神障害者に対する医療費助成を追加することから、本市においても竹原市精神障害者医療費を支給するものでございます。

主な条例の内容でございますが、（2）を御覧ください。

対象者は、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者であり、かつ自立支援医療（精神通院医療）を所持している者とするものであります。

また、（3）でございます。支給額は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法の規定による医療に関する給付——入院に係る医療に関する給付は除きます——から一部負担金等を控除した額とするものでございます。本市におきまして、一部負担金は1日当たり200円、月4日までとなっております。

施行期日は、令和3年4月1日です。

説明は以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第27号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案参考資料131ページをお開きください。

それでは、議案第27号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案の要旨でございますが、先ほど提案させていただきました竹原市精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、個人番号の独自利用事務として精神障害者に対する医療費の支給に関する事務を定めるほか、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、2つございます。

(1) の個人番号の独自利用事務として、精神障害者に対する医療費の支給に関する事務を定めるものが1つございます。

次にもう一つは、精神障害者に対する医療費の支給に関する情報を独自利用事務を処理するために必要な限度で利用できるように定めるものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日です。

説明は以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第16号竹原市児童福祉年金条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、議案第16号の御説明を申し上げます。

議案参考資料19ページのほうを御覧ください。

竹原市児童福祉年金条例を廃止する条例案でございます。

提案の要旨につきましては、障害のある児童、またはその児童が属する世帯に対する社会保障制度などの充実に鑑み、竹原市児童福祉年金を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

具体的内容につきましては、令和2年11月12日に閉会時常任委員会で説明したとおりでございます。

御説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第18号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案参考資料23ページをお開きください。

竹原市在宅障害者デイ・サービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

提案の要旨でございますが、国の障害福祉制度が拡充され、本市の在宅障害福祉サービス等が質量ともに充実されたことを踏まえ、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターを3月末をもって廃止するものでございます。

内容につきましては、児童福祉年金と同じく1月の閉会中審査によって報告したものでございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第21号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案参考資料37ページをお開きください。

議案第21号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案の要旨でございますが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令等が改正されたことに伴い、受給資格の認定に係る所得額の計算方法を改めるなど、必要な規定を整備するものでございます。

主な改正の内容でございますが、平成30年度税制改正において給与所得額、公的年金控除が10万円引き下げられたところでございますが、このことにより意図せざる影響や不利益が生じないように、受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計から10万円控除するとともに、生活保護制度から分離した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者を対象外とするものであります。

施行期日は、令和3年4月1日です。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと教えてほしいのだけど。

生活保護制度から分離した中国残留邦人等の該当者は市内にいるのか、その点だけ教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 市内にはおられません。

委員（宮原忠行君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第24号竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、議案参考資料の53ページのほうを御覧ください。

議案第24号竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案でございます。

先ほど市民生活部のほうでございました議案第22号乳幼児等医療費支給条例の一部改正と考え方は同様のものがございます。

提案の要旨でございますが、ひとり親家庭等医療費の受給資格者の認定に係る国民健康保険法第116条に規定する修学中の被保険者の特例の対象となる者の取扱いを定めるものでございます。

改正の内容につきましては、ひとり親家庭等医療費公費負担事業において、国民健康保険法の被保険者で、修学により竹原市を転出する被保険者については支給対象とし、修学により竹原市に住所を有することとなった被保険者については、支給対象外とするというものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日でございます。

現時点で対象となる世帯は、1世帯という形で把握しております。

御説明につきましては、以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第25号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案参考資料55ページをお開きください。

議案第25号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明します。

提案の要旨でございますが、竹原市第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるものでございます。介護保険事業につきましては、法令に従い、国の基本指針に則して3年ごとに事業計画を定め、事業実施に係る保険料について年間の保険料を所得の状況によって9段階に定め、第5段階の額を基準額として条例で定める保険料率により算定された額を課することとされております。

改正の内容につきましては、年齢65歳以上の第1号被保険者に係る保険料の額について、計画に基づき高齢者数、要介護認定者数の推計、保険給付に要する費用の見込額等を根拠に算定した結果、年額7万2,000円を基準額とする保険料率に改正するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日です。

説明は以上になります。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 分かればいいのだけど、1段階から9段階まであるよね。この構成比分かりますか、比率。分からなければいいですよ、予算特もあるから。いやいや、松本先生がおってだから、ここを聞いておかないと、これでは何を審議しているんだろうかと言われたらいけないから。分からなければ、予算特で。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 1段階から全てですかね。はい。

第1段階の対象者数の見込みでございます。第1段階が1,626人、第2段階が1,103人、第3段階が1,023人、第4段階が893人、第5段階が1,460人、第6段階が1,781人、第7段階が1,292人、第8段階が498人、第9段階が398人でございます。

委員（宮原忠行君） ありがとうございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第26号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） それでは、議案参考資料のほうで言いますと59ページになりますが、この条例案につきましては、ちょっとボリュームが結構ありますので、ワンペーパー、まとめたものを作らせていただきました。議案等補足説明資料の1ページ目でございます。その資料を御覧になっていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正につきまして御説明申し上げます。

概要でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令等の一部が改正されたことに伴い、必要な条例改正を行うものでございます。

改正理由でございますが、各種介護保険サービス事業所がその利用者に対し適正なサービス提供を行うために必要な内容を基準として定めている条例について、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取組の推進、介護人材の確保、介護現場の革新等を目的とした内容を新たに規定することにより、より利用者に対するサービスの質の向上等を図るため、改正をするものでございます。

改正する条例につきましては、4本ございます。そちらに記述している4本の条例を改正をいたします。

主な改正内容でございます。抜粋して主なものとして5点ほど挙げさせていただきます。

まず、感染症対策の徹底でございます。感染症の発生及び蔓延等の防止を徹底するため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施など、必要な措置を講ずること。

業務継続計画の策定。感染症や非常災害の発生時において、事業の継続的な実施や早期の業務再開を図るため、業務継続計画の策定や周知、研修及び訓練の定期的な実施など、必要な措置を講ずること。

3点目といたしましては、職場のハラスメント対策の徹底。性的な言動、または優越的立場を背景とした言動により、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなど、必要な措置を講じること。

4点目につきましては、虐待防止対策の徹底でございます。高齢者に対する虐待の発生及び再発を防止するため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施など、必要な措置を講じること。

5点目につきましては、介護現場の業務効率化や負担軽減でございます。適切な運営に資するため、実施が求められる各種会議等について、テレビ電話装置等の活用を認めることや、事業実施に当たり、作成保存が必要な書面について、電磁的記録を認めるなど、運営基準が緩和されたものでございます。

5点目といたしまして、関係する市内の事業所でございますが、延べ28事業所でございます。内訳につきましては、地域密着型サービスの事業所が9事業所、地域密着型介護予防サービス事業所が5事業所、指定介護予防支援事業所が1事業所、指定居宅介護支援事業所が13事業所でございます。この事業所の詳しい内容につきましては、また別紙でワンペーパーつけさせていただいております。

この施行期日が4月1日ということで、4月1日以降では関係する事業所は28事業所でございます。括弧して29としておりますが、地域密着型サービスの一番上の指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所については、この2月28日付で廃止されるということで、対象外としております。

私からの御説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 特に介護については、今回の新型コロナウイルスで介護施設等からもクラスターが出たり、いろんな状況なのよね。それで、私は基本的にこういったことは必要なのだろう思うのだが、いくら良いことをしても、例えば介護現場なんかも相当財政的にも厳しい状況だよ。それで、それを実現するための財政支援措置等は用意されているのだろうかどうだろうか。分かる範囲でいいよ。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） 報酬の改定に伴って、そこがアップされているということでございます。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと分かったような分からないようなのだけれど。例えば介護士さんの待遇改善というので、介護保険料の見直しの際に、介護士さんの給料の見直し分をしているよね。しかし、現実には、現場は、私が委員長の際に視察に行ったけど、現実には反映されないのよね。どうしてかというたら、療法士さんとかいろいろいるから、介護士さんだけ特別扱いできないわけよ。だから、そうしたことも踏まえて、やっぱり絵に描いた餅というか、特に国のほうはそうしておりますとか、いろいろ言うけれども、現実にはそれほど介護現場、介護の経営者とも楽にないところもあるよね。それで、実際にはそれが機能しないというような状況もある話で、やっぱりそこら辺は、これ副市長も市長も含めて、やっぱりそういった制度改正に伴うときの利用者に対する政策を実効あらしめるための財源の裏づけがないと、なかなか実効が上がらないよね。

そうしたことも踏まえて、当然条例を変えないとならないことも分かるが、その実効性がどうなのだろうかということもやっぱり真剣に議論してほしいと思うが。答弁はいいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 1点だけ。改正内容のところでは職場のハラスメント対策、虐待防止対策等ありますけれども、竹原市として何かハラスメントとか虐待とかという事案があったとか、そういうことは把握されていることはありますでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（沖本 太君） これまでのこうした会合、サービス事業所に対する指導監督業務の中で、実際にハラスメント並びに虐待があったという事実につきましては、私のほうは把握はしておりません。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第32号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君）では、先ほどの福祉部の議案補足資料の2ページをお開きください。

議案第32号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明します。

歳入について、介護保険料70万4,000円を減額、国庫支出金1,115万2,000円を追加計上するとともに、繰入金1,044万8,000円を減額計上することにより、収支の均衡を取っております。予算総額は変更しないものであります。

それぞれ詳細について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

まず、（1）特別徴収保険料であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に対する介護保険料の減免の特例に関する規則により、介護保険料を減免したため、70万4,000円減額補正を行うものであります。対象者は、11名でございます。

（2）の特別調整交付金と（3）の介護保険災害等臨時特定補助金について併せて説明いたします。

介護保険料の減免措置70万4,000円に対し、特別調整交付金28万2,000円と、介護保険災害等臨時特例補助金42万2,000円が交付されるものであります。

続きまして、（4）保険者機能強化推進交付金であります。この交付金は、自治体への財政的インセンティブとして平成30年度から交付されているものであります。これについては、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止給付費適正化に必要な取組等を推進している自治体に対し交付されております。これにより491万7,000円を追加計上するものであります。

次に、（5）の介護保険保険者努力支援交付金であります。この交付金は保険者機能強化推進交付金に加え、令和2年度から介護予防、健康づくりに資する取組を重点的に評価し、交付されているものであります。これにより553万1,000円を追加計上するものであります。

4ページをお開きください。

(3) の介護給付費準備基金繰入金であります。保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額に伴う財源調整として、1,044万8,000円を減額するものであります。

説明については以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

福祉部は退席していただいて結構です。

11時10分まで休憩します。暫時休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第15号竹原市森林環境譲与税基金条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは失礼いたします。建設部建設課の案件は、議案第15号竹原市森林環境譲与税基金条例を設置する条例案についてでございます。

議案書につきましては23ページ、議案参考資料につきましては17ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして説明をさせていただきます。

本条例案は、森林環境譲与税が市に対して譲与されることから、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を創設するものであります。

内容につきましては、第1条で、設置及び目的について、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性を鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に要する施策の財源として森林環境譲与税が市に対して譲与されるため、施策に要する費用に充てることを目的とした基金を設置するとし、第5条では、処分につきましては、森林の整備及

びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、必要があるときは全部または一部を処分することができるとし、第6条では、繰替え、運用等につきまして、市長は財政上、必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、または歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができるとする内容としておりまして、その他、必要な規定について整備を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっとあれなんだけど、今度機構改革が出てくるよね。そして、この基金は、どこが所管することになるの。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 建設課のほうで。

委員（宮原忠行君） 間違いないですか。というのは、政策的なものに関するものは総務企画のほうへ行くようになっているだろう。事業実施になれば、建設課が、建設部が担当するのも分からないが、その基金をどのように運用するか、どこへ支出をするか、どういように使うかということについては、総務企画のほうへ所管するのではないかな。いうものを持っているのよ。そういう気がしているのよ。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） この基金の活用についてですけども、前回の委員会的时候にもちょっと説明させていただきましたが、いわゆる人工林を中心に下刈りでありますとか間伐、そういったことを行っていくということでございます。そのことに向かって、令和3年度は、今、県と市と森林組合によって地域調整会議を一応開いて、その中で所有者、いわゆる人工林を所有している所有者の管理の意向を、自分でするのか、もう自分でできないのかと、そういった確認をしながら、もう管理できないところについては、竹原市のほうで実際にそういった間伐とか、そういった木の収穫であるとか、木材の利用とか、そういったところを実施するということになりますので、所管につきましては建設課のほう

で実施するということになるかと思えます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） どうも私は、次の機構改革等含めて、言えば頭脳部分は総務企画部のほうへ行って、実施部隊だけが建設に残っているのだと思うのよ。例えば農業にしてもそうだろう。実施部隊だけで、政策のほうは、政策というのは特定の財源をこういうふうに使って、こういうふうにやっていきますというような話よね。それが果たしてそういう機能が建設に残るのだと思うから、ちょっと疑問に思っているから。答弁はいいよ。私の疑問として、どうもそういう気がしているのよ。おかしい組織になっているなどは思っているけど。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第34号令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第34号令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案書では30ページとなっております。

今回の補正予算につきましては、人事異動及び給与改定等に伴います人件費の過不足額を調整するほか、令和2年度から地方公営企業法の適用を行ったことに伴います資産及び負債、令和元年度以前の会計年度において発生した債権または債務の調整や各種事業の精算見込みによる調整が主なものとなっております。

なお、説明につきましては、下水道事業会計補正予算書第1号にて説明をさせていただきますと思います。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条において、予算書の第2条第4号は、建設改良事業費の2億2,380万5,000円を1億7,482万8,000円に改めるものでございます。

次に、第3条にて、収益的収入及び支出の予定額につきまして補正を行うものとし、収入として第1款下水道事業収益を1,216万1,000円減額し、6億6,000円に、同じく支出として第1款下水道事業費用を1,338万5,000円減額し、5億9,078万1,000円にするものでございます。

次に、第4条において、資本的収入及び支出の予定額といたしまして補正を行うものとし、収入として第1款資本的収入を5,037万4,000円減額し、3億3,422万4,000円に、同じく支出として第1款資本的支出を5,683万7,000円減額し、5億2,869万4,000円にするものでございます。

各項目につきましては、補正予算書17ページから始まります予算基礎資料により説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、収益的収入及び支出からということで、18ページを御覧ください。

収益的支出予定額でございますが、営業費用として1,183万5,000円減額するものでございます。減額理由といたしまして、当初予定人員が減少したことによります人件費の減、及び本年度から公営企業会計に移行したことに伴います法適用前に取得した固定資産額が確定したことにより、減額を行うものでございます。

次に、営業外費用といたしまして78万7,000円減額するものでございます。減額理由といたしましては、企業債利息でございますが、令和元年度に実施した事業の精算に伴いまして、令和元年度の企業債の借入額が減額になったことによるものでございます。

次に、特別損失として76万3,000円減額するものでございます。減額理由といたしまして、先ほど営業費用でも申しました予定人員が減少したことによります各引当金繰入額が減額になったことによるものでございます。

17ページを御覧ください。

収益的収入予定額につきまして、営業収益932万4,000円減額するものでございます。減額理由といたしまして、令和2年度から地方公営企業法の適用を行ったことに伴います資産及び負債の額を確定した結果、雨水資本費が当初予算に比べて減額になったものでございます。

次に、営業外収益といたしまして582万7,000円減額するものでございます。減額理由といたしまして、一般会計負担金につきましては、先ほどと同様に令和2年度から地方公営企業法の適用を行ったことに伴います資産及び負債の額を確定したことによるもの、また一般会計補助金につきましては、主に当初予定人員が減少したことに及び給与改

定に伴います人件費が減額になったことによるものでございます。

長期前受金戻入につきましては、令和2年度から地方公営企業法の適用を行ったことに伴います固定資産の取得の財源とした国庫補助金、一般会計繰入金等の長期前受金が確定したことによるもの、消費税及び地方消費税償還金につきましては、主に資本的支出の工事請負費の減額に伴い、それに関わります消費税が減額になったことによるもの、また雑収益につきましては、竹原浄化センターの土地の一部を企業に貸し出していたことによります借地代として増額するものでございます。

次に、特別利益に関しまして、消費税及び地方消費税還付金前年度決算分として299万円増額するものでございます。

19ページを御覧ください。

資本的収入及び支出における支出予定額につきましては、工事請負費において工事入札不調等により執行できなかったものを含めて5,000万円減額、また令和元年度の企業債の借入額が減額したことに伴います企業債償還金も786万円減額するものでございます。

資本的収入及び支出における収入予定額につきましては、建設工事の減額に伴います下水道事業債5,960万円の減額、また工事負担金として受益者負担金及び受益者分担金につきましては、昨年度予定されていましたが供用開始面積が増えたこと、また分納ではなく、一括による前納者が当初見込みより増えたことに伴いまして、当初予定額より922万6,000円増額するものでございます。

なお、3ページと4ページに補正予算書の実施計画書、6ページにはキャッシュフロー計算書、11ページ、12ページが予定貸借対照表、15ページ、16ページが開始貸借対照表となっておりますので、後ほど御覧ください。

以上で令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたし

ます。

説明員は退室をお願いします。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、それでは付託議案について委員間討議を行います。

これまでの質疑、答弁で十分に審査されましたかどうか、あるいは追加の提出させる資料等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） では、質疑はもうなしでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第14号竹原市精神障害者医療費支給条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市森林環境譲与税基金条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市児童福祉年金条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市重度障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号令和2年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号令和2年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号令和2年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号令和2年度竹原市下水道事業会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩します。

説明員は退室していただいて結構です。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に続き会議を再開します。

陳受第3-1号新型コロナウイルス感染症により被害をうけた飲食事業者等に対する支援のお願いを議題とします。

本陳情について、御意見等がありましたら御発言をお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、採決に入ります。

陳受第3－1号新型コロナウイルス感染症により被害をうけた飲食事業者等に対する支援のお願いについて、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

なお、採択に賛成できない方は、不採択とみなします。

本陳情について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立多数であります。よって、本陳情は採択することに決しました。

陳受第3－2号新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している理美容業界への支援に関する要望を議題とします。

本陳情について、御意見等がありましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 陳受第3－2号新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している理美容業界への支援に関する要望について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

なお、採択に賛成できない方は、不採択とみなします。

本陳情について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立多数であります。よって、本陳情は採択することに決しました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承ください。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回の定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれまして継続審査、調査について御意見なり御要望等はございませんか。

山元委員。

委員（山元経穂君） 個別事件のところなのですが、3番目に新型コロナウイルス感染症対策についてを入れたらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） コロナウイルス感染症対策を閉会中審査の対象にという御意見がありましたので、追加して対象に含めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

それと、ちょっとすみません。要は組織変更による民生産業というのが多分使えないと思うので、それで3月に閉会中審査をできるかどうかというのが分からないので、ここで改変したいと思うのですが、いい御意見等ございましたら、挙手の上、発言していただければ。

委員（山元経穂君） 本委員会の名前ですね。

委員長（竹橋和彦君） 常任委員会の名前です。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 産業が使えないということね。前に戻したらいいのでは。

委員長（竹橋和彦君） ということは、民生都市建設でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） じゃあ、そのように決めますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

午前11時36分 散会